

1. 商品名	後見制度支援預金
2. 対象となる預金	普通預金・無利息普通預金（決済用預金）
3. 販売対象	後見人が選定されている（未）成年被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた個人
4. 期間	期間の定めは特にありません。
5. 預入	(1) 預入方法：随時預入れいただけます。 ただし、家庭裁判所発行の「指示書」が必要となります。 (2) 預入金額：1円以上 (3) 預入単位：1円単位
6. 払戻方法	随時払戻します。ただし、家庭裁判所発行の「指示書」が必要となります。
7. 利息	<普通預金を選択した場合> ※無利息普通預金を選択した場合は無利息となります。 (1) 適用金利 毎日の店頭表示の普通預金利率を適用します。 (2) 利払頻度 毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。 (3) 計算方法 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。 (4) 利息にかかる税金 利息に対し20%の一律分離課税が源泉徴収されます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになるお利息に対する源泉徴収率は復興特別所得税分が加算され20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。
8. 手数料	口座開設手数料11,000円（税込）
9. 付加できる特約事項	家庭裁判所の指示書に基づき、定額自動送金サービスをご利用いただけます。 この場合、当行所定の手数料がかかります。
10. 中途解約時の取り扱い	随時解約。ただし、家庭裁判所発行の「指示書」が必要となります。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. その他	(1) キャッシュカードは発行できません。 (2) 給与・年金の受け取り・公共料金・クレジット等の口座引き落としには利用いただけません。 (3) インターネットバンキングはご利用いただけません。 (4) 総合口座および道銀Web専用口座「スマートLeaf」の取り扱いはできません。 (5) 口座開設、入出金、解約のみ利用できます。 ※詳しくは窓口でお渡しする「後見制度支援預金規定」をご確認ください。

※本商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。